十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項第一号イ中「最高速度が既存車両の最高速度を五キロメートル毎時以上超えている」を「制御方式が一次周波数制御方式の導入により既存車両の制御方式に比べて改良され、かつ電力回生ブレーキを有する」に改め、同号ロ中「加減速度が既存車両の加減速度を超えること又は当該車両の最高出力が既存車両の最高出力を超える」を「内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有するものの導入により既存車両の内燃機関に比べて改良されている」に改め、同項を同条第四十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

43　法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第五十七項中「附則第十一条第四十一項第二号」を「附則第十一条第二十九項第二号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第五十八項中「附則第十一条第四十一項第三号」を「附則第十一条第四十五項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第三十項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項を同条第四十六項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第六十二項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第六十三項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条中第六十四項から第六十八項までを削り、同条第六十九項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第七十項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十項」に、「輸送対策事業」を「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第七十一項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第五十三項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第七十三項中「法附則第十五条第四十四項」を「政令附則第十一条第四十項」に、「設備で」を「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち」に、「次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けた」を「次に掲げるもの（第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設（以下この項において「指定施設」という。）に設置するものに限る。）であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置する」に改め、同項各号を次のように改める。

一　サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

二　加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業法第二条第六号に掲げる電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、最終配線盤（指定施設に引き込まれるケーブルが他のケーブルと最終的に分岐して敷設される地点に設置される装置をいう。）と光端末回線装置（指定施設に設置されるものに限る。）との間を接続するものに限る。）

三　ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）

四　ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

附則第六条第七十三項を同条第五十四項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条に次の四項を加える。

58　法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

59　政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一　港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾（以下この項において「国際拠点港湾」という。）のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であること。

二　国際拠点港湾のうち、当該港湾が連続する二以上の係留施設等（輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係るコンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次項において同じ。）を有していること。

三　国際拠点港湾のうち、当該港湾の港湾区域（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体に指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この号において同じ。）が含まれること。ただし、港湾区域を地先水面とする地域を区域とする指定都市が存在しない道府県にあつては、当該港湾における輸出入に係るコンテナ取扱量が当該道府県に存する港湾のうち最も多い港湾であること。

60　政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

61　法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

附則第七条第四項第二号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、同条第五項中「高齢者向け優良賃貸住宅の整備と併せて高齢者生活支援施設」を「サービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第七条の二第一項中「、第九項及び第十三項」を削り、同条第二項中「附則第十二条の二第十六項」を「附則第十二条の二第八項」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「附則第十六条の二第六項又は第七項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十三項」を「附則第十二条の二第七項」に改め、「又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第十五項において準用する同条第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）」及び「又は被災償却資産」を削り、同号ロ中「又は被災償却資産」を削り、「附則第十六条の二第六項及び第七項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、「又は償却資産」を削り、同号ハ中「附則第十二条の二第十三項」を「附則第十二条の二第七項」に改め、「又は同条第十五項において準用する同条第四項第二号から第四号までに掲げる者」を削り、「附則第十六条の二第六項又は第七項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、「又は同条第十五項において準用する同条第四項第三号若しくは第四号」を削り、「にあつては戸籍」を「にあつては、戸籍」に改め、「同条第十五項において準用する同条第四項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削り、同号を同項第二号とする。